

商工・観光関係事務事業の取扱いについて
商工・観光関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-10	商工・観光関係事務事業の取扱いについて
1	第三セクタ -	については、健全経営と役割機能の発揮をめざし、現行のまま新町に引き継ぐ。
2	地域振興	まちづくり地域活性化事業のうち、夏まつりについては、新町発足までに一元化に向け調整する。 まちづくり交流イベントについては、各拠点施設の特色により、新町発足までに、交流プログラム等による継続的实施と体制を整えるよう検討する。 まちづくり団体の育成については、地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性から、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励・支援を検討する。
3	商工業の振興	商工会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。 商店街の育成、活性化については、まちづくりにおける商業機能の重要性により、現行のまま新町に引き継ぐ。
4	企業誘致	企業誘致は、有効な土地利用の推進と地元雇用、就業の場の提供に効果的であり、現行のまま新町に引き継ぎ、財政リスク負担のないよう推進する。 企業立地への優遇措置については、新町発足までに神崎町の例により調整する。
5	観光	観光協会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。 長谷地区の温泉については、現行のまま新町に引き継ぎ、有効利用をめざす。 観光施設の P R 事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、より効果的な P R 事業を推進する。観光施設の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぎ、効率効果的な運営をめざす。

平成 16 年 9 月 14 日 (確認) 継続審議